

豊島区議会

政治倫理に関する検討状況

(令和4年度 中間のまとめ)

令和5年3月

豊島区議会 政治倫理検討会

目 次

1	はじめに	1
2	検討経過一覧	2
3	政治倫理検討会における検討結果について	3

【資料編】

1	議員研修会の概要	10
2	政治倫理検討会資料	27
3	政治倫理検討会検討結果の報告について（正副幹 事長会あて）	67
	（1）豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱 について	68
	（2）6つの政治倫理規準について	72
4	政治倫理検討会の設置について	75
5	政治倫理検討会委員名簿	77

1 はじめに

豊島区議会では、令和4年3月、区議会議員2名が政治資金規正法違反で略式起訴され、東京簡易裁判所から罰金20万円、公民権停止1年の略式命令を受けるという不祥事が発生した。

本区議会ではこのことを重く受け止め、5月25日の第2回臨時会において「政治倫理の確立・向上と区民からの信頼回復に関する決議」を議決した。現在も正副幹事長会において、真相究明のための協議を継続しているところである。

この決議を踏まえ、7月19日に全議員を対象とした、「政治倫理について」と題する議員研修会を開催し、また、9月1日に委員8名から構成される政治倫理検討会を設置した。

検討会においては、条例制定を視野に入れて計7回の協議を行い、6つの政治倫理規準について意見が一致したほか、その他の論点について議論を深めてきた。また、区民からの意見聴取を行う体制を整備するため、豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱を策定した。今回、これまで協議した内容を来期につなげ、引き続き協議ができるよう「中間のまとめ」として本報告書を取りまとめた。

今後、このような不祥事を起こさないよう、豊島区議会議員一人ひとりが、政治倫理の向上に努め、議員活動を展開していくことを切に願うものである。

令和5年3月15日

政治倫理検討会
会長 高橋 佳代子

2 政治倫理検討会 検討経過一覧

区分	開会日	議 題
議員 研修会	令和4年7月19日	「政治倫理について」 講師：大正大学社会共生学部公共政策学科 教授 江藤 俊昭 氏
第1回	令和4年9月7日	1 会長、副会長の互選について
第2回	令和4年9月12日	1 政治倫理検討会の運営について 2 検討項目 (1) 政治倫理条例の策定に向けた検討について (2) 政治倫理条例の主な論点について (3) 区民等からの意見聴取方法の検討について
第3回	令和4年10月27日	1 検討項目 (1) 政治倫理条例の論点について (2) 豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱(案) について
第4回	令和4年11月11日	1 検討項目 (1) 政治倫理条例の論点について (2) 豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱(案) について 意見が一致したため、正副幹事長会に報告すること となる。
第5回	令和4年12月22日	1 検討項目 (1) 6つの政治倫理規準について 意見が一致したため、正副幹事長会に報告すること となる。 (2) 政治倫理条例の論点について(政治倫理規準以外 で論点となる項目について)
第6回	令和5年1月27日	1 検討項目 (1) 政治倫理条例の論点について(政治倫理規準以外 の7つの論点について)
第7回	令和5年3月13日	1 検討項目 (1) 豊島区議会政治倫理に関する検討状況の報告につ いて 意見が一致したため、正副幹事長会に報告すること となる。

3 政治倫理検討会における検討結果について

(1) 意見が一致した事項

《①6つの政治倫理規準》

政治倫理規準については、必要に応じて追加する場合もありうることを確認の上、下記の内容で意見が一致した。

令和5年1月16日に正副幹事長会に報告し、了承された（報告資料は72ページを参照）。

区分	項目	具体例
1	信用失墜行為の禁止	○政務活動費等の不正使用、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事。 ○窃盗、暴行等の犯罪行為等、議会活動外での不祥事。
2	地位を利用した金品授受の禁止	○口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受等。
3	道義的批判を受ける寄附（献金）の自粛	○議員が代表を務める政党支部が行政と契約関係等にある企業から献金を受け、これを議員個人の資金管理団体に移す「迂回献金」など。
4	不当（不正）な影響力の行使の禁止	○公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと。 ○職員の人事に関して議員が介入すること。
5	反社会的な団体等との関わりの禁止	○暴力団など不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人との関わりを持つこと。
6	人権侵害のおそれのある行為の禁止	○パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行うこと。

《②豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱》

区民からの意見聴取方法の検討において、豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱（案）を策定。

令和4年11月15日に正副幹事長会に報告し、了承された（報告資料は68ページを参照）。

(2) 引き続き協議が必要となる事項

《政治倫理規準以外の7つの論点について》

i 請負等の辞退、指定管理者の指定の辞退、兼業の報告義務について

【請負の辞退】

地方自治法92条の2は、議員が当該自治体に対して請負をすること（※）又は役員等を務める法人が当該自治体と業務の主要部分を占める請負をすることを禁止している。これらを踏まえ、区民の疑念を招かぬよう、請負の辞退を規定するもの。

※議員個人の請負については一定の緩和がなされた。

【指定管理者の指定の辞退】

請負辞退の規定の趣旨と同様、議員が役員で、経営方針や主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業が指定管理者とならないよう規定するもの。

【兼業の報告義務】

議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理規準が課されていることから、議員の兼業等の実態について明らかにするために規定するもの。

※請負等の辞退を規定するのではなく、報告を課して、区民に明らかにすることで、不正の抑止力を持たせるようにするもの（会津若松市の例）。

《主な意見》

【公明党】

請負等の辞退については、地方自治法の改正により議員個人の請負が緩和されたが、趣旨としては、地方議員のなり手不足。東京の議会においてはなり手がいないということはない。やはり従来どおり条例で請負の辞退は必要と考える。ただし、政令で定める額が300万円以下程度の額であれば、公正な競争を阻害する影響が少ないので、それについては別途検討して請負をしても差し支えないという考えはある。

【自民党豊島区議団】

法改正の内容にのっとり、条例についても法律と同様に規制しておくことがよいと思っている。兼業の報告義務は必要と考える。

【都民ファーストの会・民主】

請負等の辞退に関しては、法改正があったが、議員としての疑念を抱かせるような行為は避けるべきであり必要と考える。また、指定管理者の辞退も同様に必要。兼業の報告は必要ないと考える。

【日本共産党】

法改正により、個人の請負について規制が緩和されたが、議員が法人の役員となっている場合も含めて、請負は全面的にやるべきではない。災害時など緊急時を除くというようなこ

とは、これは場合によってはやむを得ないのでは。指定管理者も同様に辞退すべき。兼業の報告は必要ないが、どういう企業の役員になっているかについて、就業等の報告義務とすることはやってもいいのでは。

【無所属の会】

改正法が施行されれば、当然それに準じて実施していくことが望ましいと思っている。自治体が担う業務の請負については、透明性を担保していく必要がある。災害など緊急事態は別であるが。兼業の報告は、政令で規定される請負緩和の額を踏まえ、あってもよいと考える。

ii 依頼等をしたときの記録義務について

議員が区職員等に依頼等をした時に職員（議員）が記録する義務を規定するもの。日時及び依頼の内容等を記載した対応記録を作成することを明記し、情報公開できるようにしておくもの。

《主な意見》

【公明党】

日常的な業務で理事者に言ったことを、一々記録することは現実的ではない。理事者が不当な方法で依頼されたとか圧迫を感じたとか、そういうことがあれば、しっかりと記録しておいていただくことでよろしいのでは。

【自民党豊島区議団】

職員自身が不当な方法で依頼されたり圧力を感じたときには、記録を残しておけばいいのでは。議会側から職員に義務として記録しろというのは違うと考える。

【都民ファーストの会・民主】

何らかの形で記録を残しておくこともいいのではないかと思う。

【日本共産党】

記録することの効果に疑問があるため、この条例の中に位置づけることは必要としない。職員が記録することが必要かどうかというのは、また別のことと考える。

【無所属の会】

職務上必要な記録については、行政の判断で記録があってもいいと考える。議会では記録する必要はないと考える。

iii 資産公開について

議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期すため規定するもの。

《主な意見》

【公明党】

政治倫理とは関係ない考えるため、不要。

【自民党豊島区議団】

不要。

【都民ファーストの会・民主】

政治倫理との関係性が不明確であるため、不要。

【日本共産党】

不要。

【無所属の会】

不要。

iv 住民・議員の調査請求について

政治倫理規準や請負等の制限に違反する疑いがある場合など、住民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するもの。議員は議員定数の8分の1以上（※1）、区民は100人以上（※2）で調査請求ができることなどを明記。

※1 地方自治法135条の2項に準ずる。

※2 新宿区の例

《主な意見》

【公明党】

住民からの調査請求は、多くても少なくともそれぞれ問題があるので、適当な数を決めていくべき。議員からの請求人数は、議員定数の8分の1ぐらいが妥当な線。

【自民党豊島区議団】

100人がまず適当かどうかという判断をしないといけない。あまりにも少ない人数だと濫用されるおそれもある。内容はともかく、人数さえクリアすれば全て受け入れるのかということも含めて、引き続き検討が必要。

【都民ファーストの会・民主】

いろんな数字が出ているが、恣意的にならないように慎重に議論するべき。理念条例としては向かないと考える。

【日本共産党】

あまりハードルが高いと請求しづらいという感じがするため、まずは少し低くてもいいのではないかとということで100人を考えているが、まだ議論が必要。

【無所属の会】

もしやるのであれば一定のルールは必要。簡単にはできないので引き続き検討が必要。

v 審査機関のあり方について

住民及び議員からの調査請求等がある場合などに調査や審査を行う機関として設置するため規定するもの。委員会条例に基づき政治倫理調査特別委員会を設置することを明記。

《主な意見》

【公明党】

審査機関を持っていることを区民に示す必要がある。できるだけ簡易に開催ができ、すぐに取り組む体制になっているということを示すには、特別委員会のほうが良いと考える。

【自民党豊島区議団】

引き続き検討が必要であるが、正副幹事長会が一番機動的に十分に審議できる場と考えている。

【都民ファーストの会・民主】

調査請求をどうしていくのかによって変わっていくのではないかと。引き続き検討する必要がある。

【日本共産党】

特別委員会の設置だと本会議を開く必要があるため、定例会の会期中であればよいが、閉会中などタイミングが難しい面もある。審査会と特別委員会の選択であれば、特別委員会の設置になると考える。その際には必要な調査の実施、議員の協力、参考人の義務づけ、弁明の機会、名誉回復等が必要。

【無所属の会】

調査請求をした区民以外の人にも審査内容を広く公開していくということでは、特別委員会が適当と考える。

vi 議会の措置

vii 問責制度について

【議会の措置】

委員会が対象議員に政治倫理規準違反があると認めた場合の措置について規定するもの。議長注意、謝罪文朗読、出席停止勧告、役職辞任勧告、議員辞職勧告の5つの措置を明記。

【問責制度】

犯罪容疑で逮捕・起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるために規定するもの。

《主な意見》

【公明党】

問責制度には、説明会についての記載があり、説明することはやはり議会として措置すべき、対応すべきことであると思っている。議会の措置には、出席停止勧告や辞職勧告などがあり、問責制度も議会の措置の中に組み込んで対応していくべきと考える。

【自民党豊島区議団】

議会の措置において、役職を辞することや議員の辞職については、勧告をするようなものではなく、自身で決めて、自身で反省をして辞職することが筋と考える。そのため、特に4番の役職の辞任勧告は不要。問責制度は逮捕・起訴された議員を議会に呼んで釈明の機会を与えるというのは現実的ではないため不要。

【都民ファーストの会・民主】

調査請求をどうするかで変わってくるという見解。措置の基準についてももう少し議論が必要。

【日本共産党】

5つの議会の措置については、今までいろんな形で実際に多少あったので、あってもいいと思っている。問責制度は特別委員会を設置する場合と措置との関係性をもう少し明確にする必要がある。

【無所属の会】

政治倫理条例ができて、それに違反すれば何らかの措置が当然ある。問責については、措置と一緒に規定してもいいのではないか。措置については絶対必要なのでその内容について協議していく必要がある。

【資料編】

議員研修会の概要

議員研修会次第

令和4年7月19日(火)
午後2時～
議員協議会室

1. 開会
2. 議長あいさつ
3. 講師紹介
4. 研修

「政治倫理について」

大正大学 社会共生学部 公共政策学科

教授 えとう 江藤 としあき 俊昭 氏

5. 質疑応答
6. 副議長あいさつ
7. 閉会

2022（令和4）年7月19日@豊島区議会

政治倫理条例の意義と課題

——これからの住民自治の標準装備——

大正大学社会共生学部公共政策学科 江藤俊昭

【背景】

<不正防止>

贈収賄等（多くはこれを起点）

（政治資金規正法等はハラスメント防止等関連）

<罪を犯しても失職しない議員への対応>

選挙権・被選挙権の欠格事項

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人（刑の執行猶予中の人を除く）

公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない人、又は刑の執行中の人（被選挙権についてはさらに5年間停止）

選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予中の人

公職選挙法違反により、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止されている人

政治資金規正法違反により、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止されている人

<議会・議員活動の新展開>

議会・議員活動の豊富化による議員活動の基準（政治倫理条例を含む）

<ハラスメント防止>

議員から（対議員（議員間）、対議会事務局職員、対行政職員）

+住民から議員

（逆も視野に入れるが…）

【目的と構成】

<視点1：議員の行動を統制：一般的>

視点：公職者の適格性の保証、口利き政治をなくす、現行法で腐敗はなくせない、情報公開・住民統制（斎藤文男『市民がつくる政治倫理条例』公人の友社、2022年）

構成：政治倫理条例にどのような内容を盛り込むかについては、団体によって異なる。斎藤は全て。一般的には、①政治倫理基準、②請負等の制限、③資産公開、④住民の調査請求、⑤政治倫理審査会、⑥問責制度の6項目のうちの全部または一部。モデル条例参照。

<視点2：議員活動をまもる>

視点：議員の活動基準の明確化、請負の厳格化ではなくオープン

構成：会津若松市議会議員政治倫理条例

[会津若松市議会議員政治倫理条例 \(city.aizuwakamatsu.fukushima.jp\)](http://city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

* 多くは前者の視点から条例が制定される。

【検討の論点】

政治倫理基準、請負等の制限、資産公開、住民の調査請求、政治倫理審査会、問責制度
[政治倫理条例 | 法制執務支援 | 条例の動き | RILG 一般財団法人 地方自治研究機構](#)

① 請負等の制限：厳格化かオープン化か

* 自治法 92 の 2 (最高裁判決)

* 請負禁止の緩和 (自治法改正) に向けた動き：2022 年臨時国会？

② 資産公開：有無、範囲

③ 政治倫理審査会：審議会、第三者委員会、特別委員会・検討会

* 通報者保護

【検討のもう一歩】

<懲罰、問責決議・議員辞職決議>

弁明の機会の保障

<ハラスメント防止>

政治倫理条例で規定し、ハラスメント防止条例で規定

「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」

福岡県では、憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨並びに政治分野におけるハラスメント事案が全国で多発している状況を踏まえ、福岡県内すべての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶するため、本県における地方議会関係ハラスメントの根絶を決意し、自ら率先してハラスメント根絶に向けた取組を定める条例の制定を目指すとともに、広く県内の各地方議会に対しても、連携した取組を呼びかけることとしています。(HP)

① 議員や候補者らに対するハラスメントの防止を目指す

② 相談窓口を設け、専門知識を持つ弁護士らが相談員となり調査

③ 県議会議員だけでなく、その秘書や家族、それに、有権者から投票への見返りを要求される「票ハラスメント」などを受けた候補者

④ 県内の市町村議会の議員からの相談にも応じ、助言など

【論点】

<論点 1：住民への説明責任：住民の「怒り」に答えられるか、不信の蔓延の責任は>

不正防止：ルールの明確化（請負基準、資産公開）

罪を犯しても失職しない議員への対応：弁明の機会、説明責任

議会・議員活動の新展開：議員活動・政治倫理基準

ハラスメント防止：条例（議員・立候補者、議会事務局職員、行政職員）

〔議会の設置〕【改正：現行（普通地方公共団体に議会を置く。）】

第八十九条 普通地方公共団体に、議会制民主政治における意思決定機関として、住民を代表する選挙された議員をもつて組織される議会を置く。

〔議会の権限〕【新設】

第九十五条の二 普通地方公共団体の議会は、次条※に規定する議決により当該普通地方公共団体の事務の方針を決定し、並びにその管理及び執行を監視する。

※第96条を指す

〔議員の職務等〕【新設】

第八十九条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、常に、当該普通地方公共団体の住民の意思を適切に把握し、及び当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究その他の活動等を行うとともに、その有する識見を活用し、自らの判断と責任において、議会の審議に参加しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、議会制民主政治におけるその職務の重要性を認識し、その識見の向上に努め、全力を挙げてその職務を行わなければならない。

③ 普通地方公共団体の議会の議員は、他の職務に従事する場合において、議員の職務を行つたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

（全国都道府県議会議長会「今後の地方議会・議員のあり方に関する決議－地方議会が直面する喫緊の課題への対応－」2020（令和2）年5月27日）

< 論点 2：住民自治を進める視点 >

- ・ 新たな議会議員活動をイメージ
- ・ 厳格化かオープン化か

< 論点 3：現代的政治倫理条例 >

ハラスメント防止と連動（第三者の窓口・審査委員会、広域的な事業として）

【今後の進め方】

- ・ 検討会（議員）、参考人（変則）、専門的知見の活用
- ・ パブコメ、参考人（住民、有識者）

会津若松市議会議員政治倫理条例

平成20年6月23日

会津若松市条例第20号

会津若松市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。

4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人（以下「出資団体」という。）及び指定管理者（会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等

に関する条例（平成17年会津若松市条例第10号）第5条の規定により指定されたものをいう。）の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設の入居に関しての推薦
- (3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与
- (5) 前4号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為

2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。

3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

（就業等の報告義務）

第5条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

（議員の依頼等に対する記録）

第6条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。

（職務関連犯罪による逮捕後の説明会）

第7条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条

及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪（以下「職務関連犯罪」という。）による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。

（職務関連犯罪による起訴後の説明会）

第8条 議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。

（職務関連犯罪の有罪判決後の説明会）

第9条 議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。

（職務関連犯罪の有罪確定後の措置）

第10条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

（審査の請求）

第11条 市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は法令若しくは条例（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する行為があると認めるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、会津若松市議会議員の選挙権を有する者4人以上の者の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる。

（政治倫理審査会の設置）

第12条 議会に、会津若松市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前条に規定する審査の請求があつた場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事実を調査審議し、その結果を報告する。

3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べるることができる。

（審査会の組織等）

第13条 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の委員)

第14条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査)

第16条 審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

(被請求議員等の義務)

第17条 被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供や審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べることができる。

(結果の報告)

第18条 議長は、第12条第2項の規定による結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

- 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第19条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。

3 第11条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

議員研修会講演要旨

令和4年7月19日

講師：大正大学 社会共生学部 公共政策学科

教授 江藤 俊昭 氏

- 今回の政治資金規正法違反の件については、議会として説明責任を果たしているかということが問われるのではないのでしょうか。説明責任の流れの中で、そういうことが二度と起きないように、一つの制度として、今回の政治倫理条例も、その制度化の一つだろうと考えています。
- 学者によっては、議員というのは問題を起こしそうだから、それを統制するという議論は確かになくはないですが、やはり、活動量が豊富になった議会や議員がどういうふうに活動すべきなのかというガイドラインみたいなものを明確にする。むしろ、議会や議員が動きやすい基準を設定するというような政治倫理条例が必要ではないだろうかと思っています。
- ハラスメントの議論も条例に入れ込んでいかなければならないと思っています。議員同士間のハラスメント、事務局職員に対するハラスメント、そして行政職員に対するハラスメントがあります。
- 豊島区議会で生じた事態の説明責任を果たすための一つの結実が政治倫理条例と考えます。これが誠実に作れなければ、住民に対する説明責任にはならないのではないのでしょうか。そして、政治倫理条例は、議会や議員を縛るのではなくて、「行動しやすいような基準」にするという、「ガイドライン」を明確につくるということ。そして、政治倫理条例の中に、ハラスメントに関する条文を入れて、そしてそれを踏まえて別建てで、ハラスメントの防止条例をつくるのが、私はベターなんじゃないかなと思っています。
- 議員の身分については、公職選挙法と政治資金規正法がかなり厳しくて、公民権を失ったら、その時点で身分がなくなるという設計の仕方をとっています。それに対して、刑法関係のところは、禁錮以上の刑にならなければやめなくていい、もしくは、禁錮以上ではなくても、議会内で例えば麻薬を使用したとか、そういうことであれば自治法上懲罰対象になりますが、議会外、自宅で使用した場合は、懲罰対象になりません。結果、法律上議員辞職しなくてもよい規定になっています。
- 地方分権改革の中で、議会の役割が飛躍的に高まっています。それに伴って監視力や政策提言能力を上げていくためには、従来とは、全く違う活動をいろいろしていかなければならない。そうすると、先ほど言ったように、行動の基準、活動の基準というのが明確にならなければならぬ。いろいろ活動していくための行動基準、そしてその政治倫

理基準を明確に作っていただきたいなと思います。

- 一般的な政治倫理条例は、議員の行動を統制するものになっています。そして、この一般的なものが、「モデル条例」として出ています。
- 各自治体の政治倫理条例では、政治倫理基準、請負等の制限、資産公開、住民の調査請求、政治倫理審査会、問責制度の6項目のうちの全部または一部が実際の条例になっています。
- 斎藤教授の提案するモデル条例では、この6項目全部が入ってないと、政治倫理条例とは言えないとしていますが、私は、別にそんな厳しくしなくていいのではないかと思います。
- 会津若松市議会が、議会基本条例を作ると同時に、政治倫理条例をつくっています。請負規定を厳格化にすることで、腐敗を防止するというのが一般的な規定の仕方です。議員個人や配偶者だけではなくて、2親等以内の親族まで拡大して議論するとしていて、規定が厳格化されています。そうではなくて、その議員がどんな役職についているかをちゃんと報告し、それを市民が見て、これやはり癒着があるのではないかなと思ったら選挙で落とせばいいという、会津若松はそういう発想です。だから、2親等まで広げて、基本的には契約を辞退しなければいけないという設計の仕方とは、全く違う規定の仕方をしているというところを注意して見ていただきたいと思います。
- 資産公開は、都道府県と政令指定都市議員は義務づけられています。それ以外のところは置く必要があるかどうか、そこまで踏み込むかどうかというのはなかなか難しいと考えています。
- 政治倫理基準は、特定企業への有利な取扱いの禁止等々、6項目出ていますけども、これらの項目のほか、人権侵害の恐れのある行為、ハラスメントの禁止、職員等の依頼等をしたときの記録義務等を規定している条例もあります。
- 記録については、情報公開の対象となります。行政職員との関係がそこで明らかになる、そういう設計の仕方です。
- 会津若松市の条例6条、議員の依頼等に対する記録は、議長が行政職員に聞いて記録を取るわけではないですね。豊島区で言えば、区長に対して、口利きのような議員要望があったら、ちゃんと職員が記録をとるように要請してくださいという構成です。その内容が情報公開条例の対象になるという設計の仕方をしています。
- 注意しなければならないのが、請負等の制限です。地方自治法に公務員の「兼職禁止」規定が92条にあります。遅れて「兼業禁止」という規定が92条の2として入りました。
- さらに条例で規定を強化しているものもあり、自治体との契約のときに、2親等以内の親族についても、辞退するようにと書いてあります。法律では、「議員は」つまり議員個人は辞退するということになっていますが、条例で規定の仕方を膨らましているんです。自営業をやられている方は、議員の親戚がいるからって、辞退しなければならない

という規制が加わったら、たまったものではないと思います。こういう規定の仕方が果たして妥当かどうか。

- 町村では、役場と契約を結んでいたら議員になれない、だったら、私はとてもじゃないけど議員なれないよという人が多い。現在、国の検討会では92条の2を少し緩和していく動きもあります。だからこの規定について、厳格な規制規定が良いのかどうか、ぜひ考えていただきたいと思っています。
- 会津若松市のように兼業報告を課してオープンにするのか、兼業の情報を提供して、あとは住民に任せるのか、というのが92条の2の問題です。
会津若松市は、自分がやっている仕事について、こういう仕事をしていますよ、こういう団体の役員やっていますよということをオープンにしましょうということになっています。
- モデル条例の4条は、議員が役員をし、もしくは自主的に経営を行っている企業等についての契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならないとしており、かなり厳しくやっています。2親等以内の親族も対象としておりかなり厳しい内容としています。会津若松の第5条は、無限責任社員と取締役執行役員等は報告しなければならないという規定の仕方をしています。請負のところの会社の役員等やったら報告をなささいという設計になっています。
- 資産公開の規定は、義務づけではないから一応了解、条例で公開を定めてもいいですよという最高裁判決が出ています。しかし、市区町村議員まで広げる必要があるか疑問を持っています。私はそんな必要はないのではないかと思います。
- 住民の調査請求。これも、政治倫理基準や請負等の制限に違反する場合、監視するわけです。1人でいいよという場合と、あとは、ある程度の人数を規定している場合があります。住民監査請求が1人でもできるっていう設計をしているのは、不正を正すためです。だから、不正監視機能を重視すれば、1人でも請求できるという規定になると思います。その辺をどういうふうにか考えるかです。
- 会津若松市の審査請求は、「4人以上」としています。自治法上、事務の監査請求は、有権者数の50分の1という設計の仕方をしています。また、住民監査請求は1人でもできます。不正を正す、どちらにシフトするかという考え方があると思いますけど、恐らく1人とか、数人だったらたくさん審査請求が出て困るというものもあるのでしょう。ただ、不正を正すという観点からは、請求人数は少ないほうがいいのではないかと、私は思っています。
- 政治倫理審査会は、議員に不正があったと思われるときに、市民の調査請求を受けて、検討する機関です。議員だけで構成しているところや市民公募を入れているところもあります。ただ、市民公募しているところは、實際上、機能していいところもあるようですので、私自身は、議員だけよりは、第三者機関の専門性、政治倫理条例の基準に違反していないかどうか、専門的な知見から議論するというところで、第三者機関の設置

はあり得るのではないだろうかと考えます。審査会を附属機関として位置づけた場合、附属機関を議会が設置できるのかという論点もありますが、私はできると思っていますが、不安がある場合は、審査会を議会の特別委員会として設置しておいて、弁護士とか、公認会計士とか、専門家を必ず参考人として呼ぶという義務づけ規定を入れないと、恐らく住民は納得しません。どうせ議員同士でやっているのだからという話になりますから。

- 議会の附属機関設置は、総務省が認めていません。別に認めていなくてもいいんですが、不安があるのでしたら、先ほど言いましたように、一つのやり方は、議員だけの特別委員会に必ず参考人として専門家を呼ぶ。あるいは、もうちょっと、第三者委員会に近いのは、「専門的な知見の活用」、地方自治法100条の2を使って、そこで意見を聞くというやり方があると思っています。
- 問責制度は、有罪判決があった場合に、その職にとどまるときの説明会を開催するものです。会津若松の7条は、市民に対する説明会の開催を求めることができます。他自治体の条例もそういう設計の仕方です。8条については、起訴されたときは、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければなりません。
- 老人ホームを経営している議員が、そこのホームに来ている老人からお金を盗み、窃盗罪で起訴され、執行猶予がつきました。常識的には、そういうことをやると議員辞職すると思いますが、やはり議員の身分は保障されているんですね。でも、それなりにちゃんと説明しなきゃいけないと思います。次の選挙落ちるかもしれませんけども。そういう意味で、こういう問責制度の規定をしっかりと入れ込むというのは、大事なんじゃないでしょうか。
- ハラスメント防止条例については、絶対に通報者を保護しなければなりません。それから、通報する人が相談に行ったことも分かってはいけません。だから、そういう設計の仕方をするのであれば、窓口を第3の機関に置くか、あるいは、都がそういうことを、都だけじゃなくていい、区議会の協議会みたいのがあるかと思いますが、そういうところに設置するかどうか、そういう設計の仕方になるんだろうなと思っています。
- 政治倫理条例制定の今後の進め方として、検討会を設置するのであれば、変則的ですが、専門的な知見、今日みたいな議員協議会のようなところで、専門の方々をお呼びするのが良いのではないかと考えています。あるいは、ぜひ専門的な知見を活用して、地方自治法100条の2を活用して、条文を練り上げてください。
- そしてパブコメも大事ですが、言いつ放し、聞きつ放しになる可能性があります。パブコメだけでは、住民の声をちゃんと聞いたのかと住民からやはり批判されると思うんですね。だから、ある程度進んだら、参考人でもお呼びして、いろんな参考人、反対賛成の人をお呼びして、いろいろ意見を聞いたほうが良いと思います。

【質疑応答】

◆…質問者 ○…講師

- ◆議会基本条例が作られてない中で、政治倫理条例を作ることは問題ないのでしょうか。また、議会基本条例と政治倫理条例の関連性について、講師の考えをお聞かせください。
- 本来は、議会基本条例を作って、その中に議会の動き方が書かれていて、議員の役割が入っています。そこを具体的にしながら、動き方と政治倫理の基準などを入れていくという流れになると考えますが、今回の事件を機に、今後そういうことにならないよう政治倫理条例を先行的に作るということはあるとは思いますが。
- ◆ハラスメントの関係で、通報者保護というところで都や区の機関でという説明がありましたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。
- ハラスメントの相談は、本当に秘密にしないと、いろいろ大変です。それから、議員内部でつくる委員会ではなくて、専門家などの第三者が入る第三者機関を設置することが必要と思っています。そこで、それぞれの自治体では、ハラスメント相談・審査機関を外部に置けないかを考えています。区で言うと、特別区の協議会みたいなものがあると思いますが、そこに相談窓口を設置する、また審査会を設置するとかできないでしょうか。もちろん、そこに全部委ねるわけにはいかないので、最終的に議会に戻ってくるのだらうと思いますが、まずは外部の第三者機関で受け付けるということが大事なんじゃないでしょうか。福岡県でも、市町村議会と一緒にこういう問題に取り組むという規定が入っていて、ちょっとまだ条文をよく読み込んでいませんが、市町村だけでなく、県議会などが動くということも大事ではないかと思います。
- ◆今回のように起訴された議員がいた場合、また復職することも現行だとできるようになっていると思うんですね。政治倫理条例は、「議員を守る」という意味合いもあるとのことでしたが、最近、SNSで過去のことで掘り下げられて、ハラスメントされることも結構多いと思います。政治倫理条例の中で、例えば、10年経過したような事件を掘り起こすようなことはしてはいけないというような、独自の規定を設けることはできるのでしょうか。
- SNSでの誹謗中傷は、名誉毀損に当たるか否かの問題だと思います。あとは、今回の事件では、公民権停止が終わっているのであれば、今後は、政策や人柄で選んでいきたいと思いますということになるのではないのでしょうか。

◆以前はあまり認識されなかったものが、パワハラとして認識されるようになってきていると思います。自覚のない方たちも多分いると思うんですね。ですから、第三者機関とか、別のところにおいてですね、そこに通報できて、そこから、あなたのやっていることはパワハラですよっていうシステム。委員会にかかる前にですね、何か、あなたそれ駄目ですよっていうような、そういうイエローカードが来るような、そういった制度があったら、それぞれがパワハラについて学べるのではないのでしょうか。よっぽどひどければ、ちゃんとした委員会にかけたり、それなりの処分を受けたり、そうすることが必要だと思いますが、その前にもっと、自覚を促すような仕組みが必要と思うんですが、いかがでしょうか。

○ご意見については、大賛成です。ハラスメント防止条例には、必ず研修をするという規程が入っています。研修をかなり恒常的にやるっていうのを規定に入れて、それを積極的にやる。ただ、あまり自覚のない人が研修を受けても、ああそうですね、みたいに終わってしまうかもしれないので、これを実質化するのがやはり難しいですね。会派というのは、本来、教育機能も持っていると思います。ですから、会派の中である程度ハラスメント防止対策をやっていくっていうのも一つのやり方と思います。

◆都議会議員が、交通違反をして、辞職勧告決議が何回か提出される中で、最終的には辞職した件がありました。そういうことも条例に規定して辞めさせることはできるのでしょうか。

○議会外の不祥事では辞めさせることは難しいですね。

◆議会外の発言で、とても許せないというようなヘイトスピーチとか、女性蔑視みたいなことがあったときに、議会外の発言ということで何もできないみたいなことがありましたが、差別みたいなことは、本来議員としてやるべきではありません。そうすると、この政治倫理条例を作って、そういうものについても、表現の自由があるので難しいところですけど、規制をすることができるのでしょうか。

○その発言が名誉棄損に当たるのであれば、名誉毀損罪で告発する話ですね。そうではなくて、何かいろいろ議会としてやりたければ、自治法上の懲罰には当たらないので、やはりこれは議会として問題だということになれば、問責決議とか、そういう話になるのではないのでしょうか。懲罰は、議会内の事項に関わることになりますので。

◆ある会派に対して非難の決議をしようとするとき、全く弁明の機会もなく除斥されて、決議が採択されてしまったということがありました。これはおかしいと私たちは思っています。このような場合、弁明の機会を与えることはできるのでしょうか。

○地方自治法で、直接利害関係のある事件については、除斥になります。懲罰の場合にも弁明の規定がありませんが、私たちは自治法に弁明の規定を入れた方がいいという話を

しています。でも残念ながら、そうになっていないですね。

◆調査請求について伺います。会津若松の条例を見ましたところ、選挙権を有する者4人以上の連署というところで、他の3区、新宿区100人、北区500人、墨田区1000人という規定に比べると、かなり、ハードルが低くなっています。会津若松の条例の4人という規程についての妥当性というか、これぐらいはやはり、ハードルを低くしないといけないというようなお考えをお持ちでしょうか。

○誰でも請求できるとすると、事務的に大変ということがあるでしょうが、先ほどから言っているように、哲学としては、不正を正すというのは、住民監査請求のように、住民であれば、誰でも一人でもできるというのが原理原則です。今は私も答えがありませんが、濫用的請求との調整のからみで、どこまで請求人数を増やせるか、検討してみてください。

政治倫理検討会資料

令和4年9月7日

第1回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 会長、副会長の互選について
2. 次回の日程

【掲載資料】

- ・〈資料1〉政治倫理検討会 委員名簿
- ・〈資料2〉豊島区議会政治倫理検討会の設置について

政治倫理検討会委員名簿

令和4年9月1日

会 派 名	委 員 名
公 明 党	高 橋 佳代子
	島 村 高 彦
都民ファーストの会・民主	中 澤 まさゆき
	河 原 弘 明
自 民 党 豊 島 区 議 団	芳 賀 竜 朗
	池 田 裕 一
日 本 共 産 党	小 林 ひろみ
無 所 属 の 会	わがい 哲 代

豊島区議会政治倫理検討会の設置について

〔令和 4 年 8 月 3 0 日〕
正副幹事長会決定

1 目的

「政治倫理の確立・向上と区民からの信頼回復に関する決議」（令和 4 年第 2 回臨時会議決）を踏まえ、（仮称）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例の整備等について調査・検討するため、豊島区議会政治倫理検討会を設置する。

2 会議体の位置付け・役割

正副幹事長会の下部組織とする。正副幹事長会の下命に基づき調査・検討し、正副幹事長会に報告する。

3 構成員等

正副幹事長会を構成する、交渉会派から 2 名及び交渉会派以外の会派から 1 名を選任し、そのうちから正副会長を互選する。

正副議長はオブザーバーで出席する。

4 運営

- ① 会長は検討会を代表し、会務を総括する。
- ② 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- ③ 検討会は、会長が必要に応じて招集する。
- ④ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の議員及び理事者を会議に出席させることができる。

5 設置の時期

検討会は、令和 4 年 9 月に設置する。

6 検討事項

- ① 政治倫理に関し、検討会が必要と認められた事項について
- ② （仮称）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について

7 傍聴の取扱

- ① 検討会は、議員のほか、会長の許可を得た者が傍聴することができる。
- ② 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

8 その他

- ① 配付資料は区議会ポータルに掲載する。
- ② 配付資料及び会議録の公開は、委員会に準ずる取扱いとする。ただし、インターネットによる中継は行わない。

令和4年9月12日

第2回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 事務局担当職員の紹介
2. (1) 政治倫理に関し、検討会が必要と認めた事項について
(2) (仮称) 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について
3. 次回の日程

【掲載資料】

- ・【資料1】 政治倫理条例の策定に向けた検討について
- ・【資料1別紙】 政治倫理条例の主な論点について
- ・【資料2】 区民等からの意見聴取方法の検討について

政治倫理条例の策定に向けた検討について

1 目的

令和4年3月に発生した、政治資金規正法違反事件を受け、豊島区議会議員の政治倫理の確立・向上と区民からの信頼回復を図るため、政治倫理条例の策定に向けた検討を行う。

政治倫理条例は、議員の行動を統制するものではなく、行動基準（ガイドライン）としての視点が肝要（議員研修会／江藤講師説明）。

2 他自治体の状況

(1) 条例を制定している団体

- ・都道府県：9団体
- ・市区（指定都市含む）：401団体

※何らかの形で議員に関する政治倫理条例を制定している団体

(2) 特別区の状況

北区、新宿区、墨田区の3団体が制定している。

- ・北区：平成10年12月7日公布 平成11年 5月1日施行
- ・新宿区：平成17年6月20日公布、平成17年12月1日施行
- ・墨田区：令和 4年3月30日公布、令和 4年 4月1日施行

3 条例の対象について

- ・議員を対象とするもの
- ・長等を対象とするもの
- ・議員及び長等の両方を対象とするもの

4 政治倫理条例の主な論点について

別紙のとおり

5 条例制定に向けたスケジュールについて

日時	会議体等	内容
9月7日	検討会①	・正副会長の互選
9月12日	検討会②	・条例案等の検討① ・意見聴取方法の検討
10月下旬	検討会③	・条例案等の検討② ・パブコメ実施要綱等について
11月上旬	検討会④	・条例案等の検討③
12月5日	正副幹事長会	・条例案の報告 ・パブコメの実施について
《12月中旬～1月中旬：パブコメの実施》		
1月下旬	検討会⑤	・パブコメ等の結果報告
2月1日	正副幹事長会	・パブコメ等の結果報告
2月8日	1定初日	・条例の議決

政治倫理条例の主な論点について

令和4年9月12日

政治倫理検討会

区分	項目	概要
1	目的 (墨田区の例)	この条例は、区政が区民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる〇〇区議会の議員が、区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えとともに、区民が区政に対する正しい認識及び自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。
2	議会の役割 (墨田区の例)	議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。
3	議員の責務 (墨田区の例)	○議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。 ○議員は、自己の地位に基づく影響力を不当に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ってはならない。
4	区民の役割 (墨田区の例)	○区民は、議員に対し、政治倫理規準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。 ○区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めることができる。
5	政治倫理規準	○信用失墜行為の禁止 (墨田区) ○地位を利用した金品授受の禁止 (北区・墨田区) ○道義的批判を受ける寄附 (献金) の自粛 (北区・墨田区) ○不当 (不正) な影響力の行使の禁止 (新宿区・北区・墨田区) ○人権侵害のおそれのある行為の禁止 (・セクハラ (新宿区)・全てのハラスメント (墨田区))
6	請負等の辞退	地方自治法が議員や長等が当該自治体に対して請負をすること又はこれらの者が役員等を務める法人が当該自治体に対して請負をすることを禁止している (92条の2、142条等) ことを踏まえ、こうした法律で禁止されている事項以外に、請負等に関して、配偶者等が役員をしている場合など、一定の制限規定を置くもの。 ◇規定している区：墨田区
7	指定管理者の指定の辞退	議員が役員をし、若しくは経営方針若しくは主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者が役員をしている企業が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者とならないよう努めるもの。 ◇規定している区：墨田区

区分	項目	概要
8	依頼等をしたときの記録義務	議員が区職員等に依頼等をした時の記録義務。 議員が議長に提出する。または区職員が記録する。 ◇規定している区：新宿区
9	兼業の報告義務	議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理規準が課されていることから、議員の兼業等の実態について明らかにするもの。 ◇規定している区：新宿区・北区・墨田区
10	資産公開	資産公開法に基づき、都道府県及び政令指定都市の議員、都道府県知事及び市区町村長は条例で資産公開義務あり。 ◇規定している区：なし
11	住民・議員の調査請求	政治倫理規準や請負等の制限に違反する疑いがある場合など、住民または議員が議長に対して調査や審査を請求することができるとするもの。 ◇住民：100人以上 (新宿区)、500人以上 (北区)、1,000人以上 (墨田区) ※新宿区は人権侵害のおそれのある行為については1人から ◇議員：議員定数の8分の1以上の議員 (新宿区、北区、墨田区) ※墨田区は、同一の会派等に所属する者のみで構成されている場合を除く
12	政治倫理審査会	住民等からの調査請求等がある場合などに調査や審査を行う機関として設置される。議員のみを対象とする場合は、議会の特別委員会として設置されることが多く、この場合は議員から構成される。 特別委員会においても、参考人など第三者の意見を聞くことは可能。 ◇政治倫理審査会：新宿区 (学識2人、区民3人、議員3人) 北区 (学識2人、区民3人、議員8人) ◇議員政治倫理調査特別委員会：墨田区 (委員定数8人)
13	問責制度	議員や長等が贈収賄罪等で有罪判決があった場合に引き続きその職にとどまるときは説明会を開催するなどとするもの。 ※説明責任の観点から必要ではないか (議員研修会/江藤講師説明) ◇規定している区：なし
14	議会の措置	【北区】 ①注意 ②一定期間の出席自粛勧告 ③議長等の役職辞任勧告 ④議員辞職勧告 【新宿区】 ①議長による注意 ②問責決議 ③勧告決議 ※規定なし (懇談会答申での想定) 【墨田区】 ①議場における議長の注意 ②議場における謝罪文の朗読 ③一定期間の出席停止勧告 ④議会の特別委員の辞任勧告 ⑤議長等の役職辞任勧告 ⑥議員の就任する附属機関委員の辞任勧告 ⑦議員辞職勧告

令和 4 年 9 月 1 2 日
政治倫理検討会

区民等からの意見聴取方法の検討について

1 目的

政治倫理条例の策定にあたり、区民等の意見の聴取及び反映の機会を確保するため、意見聴取方法の検討を行う。

2 実施方法等（案）

区分	パブリックコメント	参考人からの意見聴取
実施時期	1 2 月中旬～1 月中旬	条例案が完成した段階
実施方法	①周知：広報としま、区ホームページ、区公式ツイッター等 ②閲覧：区議会事務局、情報公開コーナー等	参考人として大学教授等に意見を聞く。
意見の提出方法	直接持ち込み、郵送、FAX、メール	—
その他	要綱等の策定が必要。	—

令和4年10月27日

第3回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 検討事項

(1) (仮称) 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について

(2) パブリックコメントについて

2. 次回の日程

【掲載資料】

- ・【資料1】 政治倫理条例の論点について
- ・【資料2】 豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱（案）

政治倫理条例の論点について

1 目的

条例の目的を規定するもの。議員活動をしばるものではなく、ガイドラインとしての政治倫理条例であることを示す。

【条例例】

○この条例は、区政が区民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる豊島区議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が区民全体の奉仕者として人格及び倫理向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員活動の行動規準及び区民に対する説明責任等を定め、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

2 議会の役割

議会が果たす役割について規定するもの。政治倫理向上に資する取組を進めることや説明責任などを明記。

【条例例】

○議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、議員活動の公平性及び透明性を確保しなければならない。

3 議員の責務

議員が区民との信頼関係を確立するために、果たすべき責務を規定するもの。政治倫理規準を遵守すること及び説明責任等を明記。

【条例例】

- 議員は、区民の代表として区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。
- 議員は自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。
- 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

4 区民の役割

議員の政治倫理を確立するためには、区民の理解と協力が不可欠であるため、区民の役割を規定するもの。

【条文例】

- 区民は、議員に対し、政治倫理規準を逸脱させる行為をすることを求めてはならない。
- 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、その活動について説明責任を果たすことを求めることができる。

5 政治倫理規準

議員が遵守すべき行動規範を規定するもの。6つの規準を明記。

【条文例】

- 議員は、次に定める政治倫理規準を遵守しなければならない。
※政治倫理規準は下記6つの政治倫理規準を参照。
- 議員は、前項の規定又は法令、条例等に違反する行為（軽微なものを除く。）を行った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。
- 議長は、前項の報告を受けたときは、速やかに議会としての対応を協議するものとする。
- 議員は、政治倫理規準に反する事実があるとの指摘を受けたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。

※6つの政治倫理規準

(1) 信用失墜行為の禁止

- 例) ・政務活動費等の不正使用、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事。
・窃盗、暴行、殺人、詐欺等の重大な犯罪行為等、議会活動外での不祥事。

【条文例】

- 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。

(2) 地位を利用した金品授受の禁止

- 例) 口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受等。

【条文例】

- その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。

(3) 道義的批判を受ける寄附（献金）の自粛

例) 議員が代表を務める政党支部が行政と契約関係等にある企業から献金を受け、これを議員個人の資金管理団体に移す「迂回献金」など。

【条文例】

○政治資金規正法（昭和39年法律第194号）等の法令に違反する寄付等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付等を受けないこと。

(4) 不当（不正）な影響力の行使の禁止

例) ・公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと。
・職員の人事に関して議員が介入すること。

【条文例】

○区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職務を不正に行使するよう働きかけしないこと。

(5) 反社会的な団体等との関わりの禁止

例) 暴力団など不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人との関わりを持つこと。
※旧統一教会関係団体と政治家との関わりについての社会的批判を踏まえたもの。

【条文例】

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。

(6) 人権侵害のおそれのある行為の禁止

例) パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行うこと。
※第三者による相談機関の設置などについて、別途ハラスメント禁止条例の必要性があるのではないか（江藤教授）。

【条文例】

○その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかけるなど、人権侵害の恐れのある全てのハラスメント行為をしないこと。

6 請負等の辞退

地方自治法 9 2 条の 2 は議員が当該自治体に対して請負をすること又は役員等を務める法人が当該自治体に対して請負をすることを禁止している（※）。これらを踏まえ、法律で禁止されている事項以外に、請負等に関して、配偶者等が役員をしている場合など、一定の制限を規定するもの。

※請負禁止の緩和に向けた地方自治法改正の動きあり。

【条文例】

○議員が役員をし、若しくは経営方針若しくは主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者が役員をしている企業は、地方自治法第 9 2 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、区を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に係る契約締結を辞退し、もって区民に疑惑の念を生じさせないように努めるものとする。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

7 指定管理者の指定の辞退

請負等辞退の規定の趣旨と同様、議員が役員で、経営方針や主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業、または議員の配偶者が役員をしている企業が指定管理者とならないよう規定するもの。

【条文例】

○議員は、前条に規定する企業に関係する場合、当該企業が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者とならないよう努めるものとする。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

8 兼業の報告義務

議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理規準が課されていることから、議員の兼業等の実態について明らかにするために規定するもの。

※請負等の辞退を規定するのではなく、報告を課して、区民に明らかにすることで、不正の抑止力を持たせるようにするもの（会津若松市の例）。

【条文例】

○議員は、自らが、主として収益事業を営む法人等、区の許認可が必要な事業を営む法人等又は区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には、**議長**に対し、**速やかに兼業報告書を提出しなければならない**。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

○議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、**区民の閲覧に供しなければならない**。

9 依頼等をしたときの記録義務

議員が区職員等に依頼等をした時に職員（議員）が記録する義務を規定するもの。日時及び依頼の内容等を記載した対応記録を作成することを明記し、情報公開できるようにしておくもの。

※江東区では、あっせん収賄事件を機に「口利き記録制度」の導入を検討。

【条文例】

- 区の職員は、議員から職務に関し依頼等があったときは、日時、依頼等の内容、区側の対応等を記載した議員対応記録を作成しておくものとする。

【条文例】

- 議員は、区の職員又は出資団体等若しくは指定管理者の役職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により意見を伝え、要望し、又は依頼をしたときは、口頭による場合はその内容を記録した文書を、文書による場合はその文書の写しを、依頼等をした日から 10 日以内に議長に提出しなければならない。ただし、公開の場等で依頼等をしたとき又は軽易な事項について依頼等をしたときは、この限りでない。

10 資産公開

議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期すため規定するもの。

※区長の資産公開条例あり。

【条文例】

- 資産等の報告書の提出（土地、建物、預金及び貯金、有価証券等）
- 所得等報告書の提出（総所得金額、贈与により取得した財産等）
- 関連会社等報告書の提出（報酬を得て会社その他の法人の役員や顧問に就いている場合に法人名、住所、職名を記載）
- 資産等報告書等の保存及び閲覧

11 住民・議員の調査請求

政治倫理規準や請負等の制限に違反する疑いがある場合など、住民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するもの。議員は議員定数の 8 分の 1 以上（※ 1）、区民は 100 人以上（※ 2）で調査請求ができることなどを明記。

※ 1 地方自治法 135 条の 2 項に準ずる。

※ 2 新宿区の例

【条文例】

- 議員が政治倫理規準に違反し、又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、議員定数の8分の1以上の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上のものの連署をもって、議長に調査請求をすることができる。
- 前項の調査請求は、政治倫理規準に違反する事実を証する書面を添えて、調査請求書を議長に提出するものとする。
- 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書面を確認し、形式的な不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。
- 議長は、請求代表者が前項の補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。請求内容が政治倫理規準違反に係る調査になじまない事項であって実質的に補正することができないことが明らかなきも、同様とする。
- 調査請求は、当該請求に係る行為があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。当該請求に係る行為のあった日の翌日から1年を経過したときも、同様とする。

12 政治倫理調査特別委員会の設置

住民及び議員からの調査請求等がある場合などに調査や審査を行う機関として設置するため規定するもの。委員会条例に基づき政治倫理調査特別委員会を設置することを明記。

【条文例】

- 議長が前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めるときは、豊島区議会委員会条例（昭和39年条例第32号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき政治倫理調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。

13 委員会の審査

委員会の審査に必要な事項を規定するもの。

※参考人として弁護士、公認会計士等の専門家に出席を求めることを義務付けた方がよい（江藤教授）。

【条文例】

- 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、**政治倫理規準違反行為の存否及び条例に定める措置について審査及び決定**する。
- 委員会は、前項の審査を行うため、調査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。
- 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 委員会の審査に当たっては、委員会条例第26条の2に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることとする。**
- 委員会は、付託の日から**90日以内**に、議長に対し審査結果を報告するよう努めるものとする。
- 委員会は、審査に際し、調査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）に**弁明の機会を与えなければならない**。
- 委員会は、対象議員に**政治倫理規準違反がないと決定したときは**、広報紙への公表など**対象議員の名誉を回復する措置を併せて決定するものとする**。

14 議会の措置

委員会が対象議員に政治倫理規準違反があると認めた場合の措置について規定するもの。議長注意など5つの措置を明記。

【条文例】

- 委員会は、対象議員に政治倫理規準違反があると認めた場合、次の措置を決定する。ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。
- ①議場における**議長注意**
- ②議場における対象者の**謝罪文朗読**
- ③一定期間の**出席停止勧告**
- ④**議長及び副議長職の辞任、並びに常任委員会及び特別委員会の委員長職の辞任勧告**
- ⑤**議員辞職勧告**

15 結果の公表

特別委員会での審査結果を公表することについて、規定するもの。

【条文例】

○議長は、委員会から審査結果の報告を受けたときは、請求代表者及び対象議員に対し、速やかに文書で通知するとともにその結果を公表しなければならない。

16 問責制度

犯罪容疑で逮捕・起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるために規定するもの。

【条文例】

■職務関連犯罪による逮捕後の説明会

○議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪(以下「職務関連犯罪」という。)による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。

■職務関連犯罪による起訴後の説明会

○議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

○市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。

■職務関連犯罪の有罪判決後の説明会

○議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。

■職務関連犯罪の有罪確定後の措置

○議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱（案）

令和 4 年 月 日
議長決裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、豊島区議会におけるパブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、議会における意思決定過程において、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させることにより、開かれた議会運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 議会が重要な政策等を策定・決定する過程において、その案及び背景、趣旨、目的等を広く公表し、区民等から提出された意見及び情報（以下「条例等」という。）を十分に考慮した上で最終的な意思決定を行うとともに、区民等から提出された意見等の内容及び提出された意見に対する議会の考え方を、決定した条例等の内容とともに公表する一連の手続をいう。
- (2) 区民等 次に掲げるものの総称をいう。
 - ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
 - イ 区内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区内の学校に在学する者
 - オ その他当該政策等の案に利害関係を有する者

（パブリックコメントの対象）

第 3 条 パブリックコメントの対象となる条例等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区政全般にかかわる政策及び施策の基本的な方向性を定めるもの
- (2) 区民等の生活に直接かつ重大な影響（義務の設定、権利の制限等）を与える内容を定める条例等の制定又は改廃
- (3) その他議長が特に必要と認めるもの

（適用除外）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この要綱を適用しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 軽微な変更
- (3) 法令により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメントと同様の手続を行うもの

(条例等の案の公表等)

第5条 条例等の案の公表は、最終意思決定前に相当の期間を設けて行わなければならない。

- 2 条例等の案を公表するときは、併せて条例等の趣旨、背景、論点、議会の考え方等を区民等にわかりやすく説明する資料を公表するように努めるものとする。

(条例等の案の公表方法等)

第6条 前条の規定による案の公表は、公表しようとする条例等の案及び前条第2項に規定する資料（以下「公表案等」という。）を、議会の指定する場所及び行政情報コーナーに備え付け、かつ、区議会ホームページに掲載するとともに、その概要を広報紙に掲載することにより行うものとする。

- 2 公表案等を公表しようとするときは、意見等の提出期間、提出先、提出方法その他意見等の提出に係る必要な事項、及び提出された意見は公表されることを明示しなければならない。

(意見等の提出期間等)

第7条 意見等の提出期間は、公表案等を公表した日から起算して概ね1箇月間程度とする。

ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 意見等の提出の方法は、議会が指定する場所への書面の持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他議会が指定する方法とする。
- 3 意見等を提出する者（以下「提出者」という。）は、意見等を提出するにあたり、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名等

- (2) その他議長が必要と認める事項

(意見等の公表)

第8条 条例等の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項について速やかに公表するものとする。

- (1) 提出された意見等の概要

- (2) 提出された意見等に対する議会の考え方
 - (3) 公表案等を修正して意思決定したときは、当該修正内容
 - (4) その他議長が必要と認める事項
- 2 公表の方法については、第6条の規定に準ずる。
- 3 パブリックコメントを実施したにもかかわらず条例等を決定しないこととした場合は以下の事項を公表する。
- (1) 定めようとしていた条例等の題名
 - (2) 条例等の案を公表した日
 - (3) 条例等を決定しないこととした理由（別の案で改めてパブリックコメントを実施しようとする場合は、その旨）

(意見等の取扱い及び個人情報保護)

- 第9条 第8条第1項の規定にかかわらず、意見等を公表することで第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部または一部を公表しないことができる。
- 2 第7条第3項の規定により提出者に明示させた個人情報は、東京都豊島区個人情報保護条例（平成12年3月27日条例第3号）に基づき、適正に管理しなければならない。

(情報の提供)

- 第10条 議会は、本手続の実施状況等に関する情報を区議会ホームページ上に掲示する等の方法により公表する。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は議長が定める。

附則

1. この要綱は令和 年 月 日から施行する。

令和4年11月11日

第4回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 検討事項

(1) (仮称) 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について

(2) パブリックコメントについて

2. 次回の日程

令和4年12月22日

第5回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 検討事項

- (1) (仮称) 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について

2. 次回の日程

【掲載資料】

- ・【資料1】 6つの政治倫理規準について
- ・【資料2】 政治倫理条例の論点について

6つの政治倫理規準について

区分	項目	条用例	具体例	他の法律等との関連
1	信用失墜行為の禁止	○区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。	○政務活動費等の不正使用、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事。 ○窃盗、暴行等の犯罪行為等、議会活動外での不祥事。	○政務活動費の不正使用⇒刑法（業務上横領罪等）：懲役＝失職 ○あっせん収賄⇒刑法（あっせん収賄罪）：懲役＝失職 （あっせん収賄罪の事例：江東区議が区幹部に入札情報を漏らすよう働き掛ける等し、逮捕・起訴。判決前に辞職。） ○窃盗、暴行、交通違反等で罰金刑＝失職しない（公選法 1 1 条）が、信用失墜行為には当たり得る。 （窃盗罪の事例：三重県桑名市議が万引きし、逮捕され、懲役 1 年執行猶予 3 年の有罪判決を受けたが、辞職しなかったため、辞職勧告を受けた。）
2	地位を利用した金品授受の禁止	○その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。	○口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受等。	○口利きによる報酬⇒あっせん利得処罰法 地方公共団体の議会の議員等が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の懲役に処する。 ○実働のない顧問料等の授受寄附に該当すれば、政治資金規正法違反になる可能性あり。
3	道義的批判を受ける寄附（献金）の自粛	○政治資金規正法（昭和 3 9 年法律第 1 9 4 号）等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄附等を受けないこと。	○議員が代表を務める政党支部が行政と契約関係等にある企業から献金を受け、これを議員個人の資金管理団体に移す「迂回献金」など。	○政治資金規正法 1 9 9 4 年の改正により、首長等、議員個人に対する政治献金が禁じられた。 個人がする政治家個人への政治活動に関する寄附は、金銭及び有価証券によるものが原則として禁止されており、企業、労働組合やその他の団体などが政治家個人や後援会へ寄附することは一切禁止とされている。
4	不当（不正）な影響力の行使の禁止	○区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職務を不正に行わせるよう働きかけしないこと。	○公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと。 ○職員の人事に関して議員が介入すること。	○口利き記録制度を導入している団体あり。（岐阜市など） ※東京都：「職務に関する働きかけについての対応要綱」平成 2 8 年度～、近年の報告は 0 件。 ○公契約関係競売等妨害罪（刑法 9 6 条の 6 第 1 項）【議員側】 偽計・威力を用いて、公の競売・入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をする犯罪。 ○官製談合防止法【職員側】 入札談合等関与行為（発注に係る秘密情報の漏えいなど）、職員による入札等の妨害は禁止。 （2 0 2 2 年 6 月 2 日、指名競争入札の価格情報を受注者側に漏らした府中市議 2 名が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、事前に市議に最低制限価格を漏らした当時の都市整備部長が官製談合防止法違反容疑で逮捕）
5	反社会的な団体等との関わりの禁止	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。	○暴力団など不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人との関わりを持つこと。	○反社会勢力とは、法務省「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によると、「暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」であると定義している。
6	人権侵害のおそれのある行為の禁止	○その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかけるなど、人権侵害の恐れのある全てのハラスメント行為をしないこと。	○パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行うこと。	○セクハラ・マタハラ等への対応⇒政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（一部改正）が令和 3 年 6 月 1 0 日成立。 内閣府男女共同参画局による「政治分野におけるハラスメントの防止について」研修教材が提供され、厚生労働省の指針をもとにパワハラ、セクハラ、マタハラが定義されている。 【参考】 ◇パワーハラスメント⇒労働施策総合推進法 職場におけるパワーハラスメントについて、事業主に防止措置を義務付 ◇セクシャルハラスメント⇒男女雇用機会均等法 職場におけるセクシュアルハラスメントについて、事業主に防止措置を義務付 ◇妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント⇒男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、事業主に防止措置を義務付

政治倫理条例の論点について

(政治倫理規準以外で論点となる項目)

1 請負の辞退

地方自治法92条の2は、議員が当該自治体に対して請負をすること（※）又は役員等を務める法人が当該自治体と業務の主要部分を占める請負をすることを禁止している。これらを踏まえ、区民の疑念を招かぬよう、請負の辞退を規定するもの。

※議員個人の請負については一定の緩和がなされた（次頁参照）。

【条文例】

- 議員は、区に対し一切の請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう）を辞退し、もって区民に疑惑を生じさせないよう努めるものとする。
- 議員が主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たる場合も前項と同様とする。
- 前2項の規定は、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定の辞退

請負辞退の規定の趣旨と同様、議員が役員で、経営方針や主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業が指定管理者とならないよう規定するもの。

【条文例】

- 議員は、前条2項の場合、当該企業が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者とならないよう努めるものとする。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

3 兼業の報告義務

議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理規準が課されていることから、議員の兼業等の実態について明らかにするために規定するもの。

※請負等の辞退を規定するのではなく、報告を課して、区民に明らかにすることで、不正の抑止力を持たせるようにするもの（会津若松市の例）。

※項番 1 及び 2 を規定しない場合の条文例

【条文例 (※)】

- 議員は、自らが区に対し請負をする場合又は、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たる職に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。
- 議員（主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人を含む）は、区に対し請負をした場合には、議長に対し、会計年度終了後速やかに請負報告書（会計年度に請負の対価として支払を受けた金銭の総額や請負の概要など、規程に定める事項を記載したもの）を提出しなければならない。
- 議長は、前 2 項の規定により提出された兼業報告書及び請負報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

【これまでの議論】

厳しくする動き	緩和の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体によっては、請負等の辞退、指定管理者の指定の辞退、兼業の報告義務を全て入れている。 ・2 親等まで広げている場合もある（モデル条例）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 1 2 月 1 6 日の地方自治法改正により、議員個人による請負の規制が緩和され、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされた（9 2 条の 2 改正）。 ・兼業の報告義務は、請負等の辞退をさせるのではなく、報告義務を課すことで、それを区民に明らかにし、不正しないような抑止力を持たせるという趣旨（江藤先生）。

4 依頼等をしたときの記録義務

議員が区職員等に依頼等をした時に職員（議員）が記録する義務を規定するもの。日時及び依頼の内容等を記載した対応記録を作成することを明記し、情報公開できるようにしておくもの。

【条文例】

- 区の職員は、議員から職務に関し依頼等があったときは、日時、依頼等の内容、区側の対応等を記載した議員対応記録を作成しておくものとする。

【条文例】

- 議員は、区の職員又は出資団体等若しくは指定管理者の役職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により意見を伝え、要望し、又は依頼をしたときは、口頭による場合はその内容を記録した文書を、文書による場合はその文書の写しを、依頼等をした日から 10 日以内に議長に提出しなければならない。ただし、公開の場等で依頼等をしたとき又は軽易な事項について依頼等をしたときは、この限りでない。

【これまでの議論】

必要としない意見等	必要とする意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・記録や報告する対象がよくわからない。 ・実効性があるのか不明。 ・議員は区職員に相談しながら活動しているので、そうした一つ一つを記録するのは現実的に難しいのでは。 ・軽易な事項の扱い。 ・職員が判断に迷い、議員に付度して報告をためらう恐れもある。(2022年12月6日東京新聞より) ・岐阜市は2018年度から市に寄せられる要望を毎年8千件以上も記録。それでも2019年に、市発注工事の入札情報を職員が業者に漏らした贈収賄事件が起きた。(2022年12月6日東京新聞より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区は、口利きが記録・公開の対象となることで、議員らが不当な要求をしにくくなる抑止効果を期待する。(2022年12月6日東京新聞より)

5 資産公開

議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期すため規定するもの。

【条文例】

- 資産等の報告書の提出（土地、建物、預金及び貯金、有価証券等）
 ○所得等報告書の提出（総所得金額、贈与により取得した財産等）
 ○関連会社等報告書の提出（報酬を得て会社その他の法人の役員や顧問に就いている場合に法人名、住所、職名を記載）
 ○資産等報告書等の保存及び閲覧

【これまでの議論】

必要としない意見等	必要とする意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・法律上義務がない。 ・政治倫理と資産公開の関係性が不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長は資産公開をしている。

6 住民・議員の調査請求

政治倫理規準や請負等の制限に違反する疑いがある場合など、住民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するもの。議員は議員定数の8分の1以上（※1）、区民は100人以上（※2）で調査請求ができることなどを明記。

※1 地方自治法135条の2項に準ずる。

※2 新宿区の例

【条文例】

- 議員が政治倫理規準に違反し、又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、**議員定数の8分の1以上の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上のもの**の連署をもって、議長に調査請求をすることができる。
- 前項の調査請求は、政治倫理規準に違反する事実を証する書面を添えて、調査請求書を議長に提出するものとする。
- 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書面を確認し、**形式的な不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。**
- 議長は、請求代表者が前項の**補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。**請求内容が**政治倫理規準違反に係る調査になじまない事項であって実質的に補正することができないことが明らかなきも、同様とする。**
- 調査請求は、当該請求に係る行為があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。当該請求に係る行為のあった日の翌日から1年を経過したときも、同様とする。

【検討事項】

請求要件の人数を少なくする意見	請求要件の人数を多くする意見
・住民監査請求は1人でもできる。	・あまり人数を少なくしてしまうと濫用的請求が起こる可能性がある。

7 政治倫理調査特別委員会の設置

住民及び議員からの調査請求等がある場合などに調査や審査を行う機関として設置するため規定するもの。委員会条例に基づき政治倫理調査特別委員会を設置することを明記。

【条文例】

- 議長が前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、豊島区議会委員会条例（昭和39年条例第32号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき**政治倫理調査特別委員会**（以下「委員会」という。）を**設置**し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。

【これまでの議論】

特別委員会とする場合	附属機関とする場合
<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、設置することができる。(懲罰と同様)・公平性を保つ第三者(参考人)をどのようにするか。	<ul style="list-style-type: none">・第三者や公募区民を委員とすることができる。・案件がない場合、休眠状態となる可能性がある。

8 委員会の審査

委員会の審査に必要な事項を規定するもの。

※参考人として弁護士、公認会計士等の専門家に出席を求めることを義務付けた方がよい(江藤教授)。

【条文例】

- 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、**政治倫理規準違反行為の存否及び条例に定める措置について審査及び決定**する。
- 委員会は、前項の審査を行うため、調査請求の対象となる議員(以下「対象議員」という。)又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。
- 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 委員会の審査に当たっては、委員会条例第26条の2に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることとする。**
- 委員会は、付託の日から**90日以内**に、議長に対し審査結果を報告するよう努めるものとする。
- 委員会は、審査に際し、調査請求の対象となる議員(以下「対象議員」という。)に**弁明の機会を与えなければならない。**
- 委員会は、対象議員に**政治倫理規準違反がないと決定したときは、**広報紙への公表など**対象議員の名誉を回復する措置を併せて決定するものとする。**

9 議会の措置

委員会が対象議員に政治倫理規準違反があると認めた場合の措置について規定するもの。議長注意など5つの措置を明記。

【条文例】

- 委員会は、対象議員に政治倫理規準違反があると認めた場合、次の措置を決定する。ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。
- ①議場における**議長注意**
- ②議場における対象者の**謝罪文朗読**
- ③一定期間の**出席停止勧告**
- ④**議長及び副議長職の辞任、並びに常任委員会及び特別委員会の委員長職の辞任勧告**
- ⑤**議員辞職勧告**

【これまでの議論】

- ・具体的に措置を明記していない区もあり、各区で対応は異なる。
- ・①、②、③、⑤については、地方自治法第135条第1項の懲罰の種類を参考としている。
- ・④については、不祥事があった場合、委員長職を辞任した先例があることを参考としている。

10 問責制度

犯罪容疑で逮捕・起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるために規定するもの。

【条文例】

■職務関連犯罪による逮捕後の説明会

○議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪(以下「職務関連犯罪」という。)による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。

■職務関連犯罪による起訴後の説明会

○議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

○市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。

■職務関連犯罪の有罪判決後の説明会

○議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。

■職務関連犯罪の有罪確定後の措置

○議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

【これまでの議論】

- ・他区では設けていない。

総行行第351号
令和4年12月16日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務大臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号。以下「改正法」という。）は、令和4年12月16日に公布され、下記第三に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政令の改正を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

- 1 規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。（第92条の2関係）
- 2 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。（第92条の2関係）
- 3 上記1及び2の改正は、近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無

投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第92条の2の規定の趣旨を変更するものではないこと。

- 4 上記2の改正に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。

第二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備に関する事項

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。

(第101条第8項関係)

第三 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、上記第二及び下記第五に関する規定は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)

第四 改正法の経過措置に関する事項

上記第一の2の改正の施行前に改正法による改正前の地方自治法第92条の2(同法287条の2第7項、第292条及び第296条第3項において準用する場合を含む。)に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第2条関係)

第五 政府の措置等に関する事項

- 1 政府は、事業主に対し、地方議会議員選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方議会議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとされたこと。(改正法附則第6条関係)
- 2 地方議会議員選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとされたこと。(改正法附則第6条関係)

地方自治法の一部を改正する法律要綱

一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和 (第92条の2関係)

1 「請負」の定義の明確化

規制の対象となる「請負」の定義を明確化すること。

2 議員個人による請負に関する規制の緩和

各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。

二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備(第101条関係)

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができること。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。

三 政府の措置等(附則第6条関係)

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四 施行期日等(附則第1条等関係)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

地方自治法の一部を改正する法律 新旧対照表

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(本則関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百二十二条、第八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>②⑦ (略)</p> <p>⑧ 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。</p>	<p>第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>②⑦ (略)</p> <p>(新設)</p>

令和5年1月27日

第6回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 検討事項

- (1) (仮称) 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について

2. 次回の日程

【掲載資料】

- ・【資料1】 論点整理表（政治倫理規準以外の7つの論点について）

論点整理表（政治倫理規準以外の7つの論点について）

区分	公明党	都民ファーストの会・民主	自民党 豊島区議団	日本共産党	無所属の会
請負等の辞退、指定管理者の指定の辞退、兼業の報告義務について	地方で議員のなり手がいないため、国は今回法改正を行った。しかし豊島区議会はそのような状況下になく、いろんな問題を避けるためにも引き続き請負は辞退していくべき。そのため、請負等の辞退、指定管理者の指定の辞退は必要で、兼業の報告は不要。	議員としての疑念を抱かせるような行為は、避けるべき。請負等の辞退、指定管理者の指定の辞退は必要。理念条例として必要ではないか。兼業の報告は必要ない。	地方と豊島区の状況は違うが、今回国で一律法改正されているので、国の法律にのっとった形でしっかりと条例についても規制をしておくことが、今後の混乱を来さないためにも必要。報告書の提出により、議員に報告義務を課していくべき。	・請負について 議員のなり手不足を理由に、請負(兼業)について、個人について法改正がされたが、議員の「口利き」や「あっせん収賄」が問題になるなど議員活動と行政の信頼が問われていることに逆行する。よって、議員個人の請負、議員が法人の役員となっている場合も含め、一切の請負を辞退すべきである。(災害等は除く) ・指定管理者について 同様に辞退をすべき。(やむをえない場合は除く) ・兼業の報告について ①議員個人の請負は辞退すべきなので、請負の状況の透明性確保のための報告は不要。 ②「兼業の報告義務」ではなく「就業等の報告義務」として、収益事業を営む法人等の役員、顧問の就任等については、報告事項とする。	・地方自治法改正により、自治体議員へのハードルを下げることになる。法律に準じて施行していくことが望ましい。 ・自治体が担う業務の請負等については透明性を担保していく必要がある。 ・特に、災害等の緊急事態においては柔軟に対応していくことも考慮すべきである。兼業の報告については必要。
依頼等をしたときの記録義務について	基本的に日頃の業務では不要。不当な方法での依頼や圧迫等を受けたと職員が感じた場合、職員はそれを記録するという方向性が良いのでは。	何らかの形で記録を残しておく事もいいのではないか。	職員が記録することは、議会が決めることではないため不要。そもそも職員が圧力を感じる状況にしないように努める自覚が大事。	必要としない。	自治体職員は、職務遂行上、事実経過を報告する義務がある。したがって、個別事案において、強制や圧力による抑止力にもなる場合もあることを考え、職務上必要な記録についての存在は必要。
資産公開について	政治倫理と区議会議員個人の資産は関連性がないので、不要で差し支えない。	不要。	国の法律に基づき請負について規制があり、また、兼業報告を課すことにより、不要。	不要。（「就業の報告義務」は別）	個人の資産公開は政治倫理の観点ではないのではないか。さらに、議員の職責と何らかの関係性が不明確であると考えられるため、公開の必要はない。
住民・議員の調査請求について	・住民からの請求 多くても少なくとも問題があり、人数については要検討。少ないと受入れ体制がなく、余りに多いと対応しきれない可能性がある。 ・議員からの請求 懲罰と同様にしては。（議員定数の8分の1以上）	恣意的にならないように、慎重に議論すべき。現段階では、理念条例としてはむかないのではないか。	少ない人数だと請求が濫発される恐れがある。100人が適当かどうか引き続き検討が必要。	・議員の調査請求については、懲罰と同じ議員定数の8分の1以上。 ・区民の調査請求については、100人以上の区域内に住所を有する者で満18歳以上。	一定のルールは必要である。住民審査請求権を担保し、引き続き、正確な審査基準を明示する方向で、引き続き検討する必要がある。
審査機関のあり方について	特別委員会の方が迅速な対応ができると考えている。	調査請求をどうするかで、変わってくる。	正副幹事長会で協議する現行の形でよく、審査機関の設置は不要。	特別委員会の設置、必要な調査の実施、議員の協力、参考人の義務付け、弁明の機会、名誉回復は必要。	住民審査請求権を生じた住民に対し、正確な情報公開をすべきである。特別委員会での審議が適当と思われる。
議会の措置について	・どこまで行ったら辞任かはっきりしない。 ・①～⑤は入れて、また問責制度における説明責任を果たすということを入れては。	調査請求をどうするかで、変わってくる。	自身で判断することなので、④は不要。	基本的に5つの措置は必要。	個別事案による。悪質と思われることが生じた場合は何らかの措置は必要。その基準についての議論は必要。
問責制度について	問責制度の説明責任を果たすという趣旨は、議会の措置に入れては。	調査請求をどうするかで、変わってくる。	制度として現実的ではないので不要。	特別委員会との措置との関係について明確にする必要がある。	議会の措置で対応すべきで、特に必要性を感じられない。

第7回 豊島区議会政治倫理検討会次第

1. 検討事項

- (1) 豊島区議会政治倫理に関する検討状況の報告について

【掲載資料】

- ・【資料1】 豊島区議会政治倫理に関する検討状況（案）（令和4年度 中間のまとめ）
- ・【参考資料1】 地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について
- ・【参考資料2】 地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

総行行第 3 7 1 号
 総行市第 2 5 号
 令和 5 年 3 月 1 日

各都道府県知事
 各都道府県議会議員
 各指定都市市長
 各指定都市議会議員

} 殿

総務省自治行政局長
 (公印省略)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令
 の一部を改正する政令等の公布及び施行について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 1 0 1 号。以下「改正法」という。) は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布されたところですが、これに伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (令和 5 年政令第 4 1 号) 及び地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 4 2 号。以下「改正令」という。) が、ともに本日公布・施行されました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「自治令」という。) の一部改正に関する事項

地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、3 0 0 万円とすることとされたこと。(自治令第 1 2 1 条の 2 関係)

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号。以下「合併特例法施行令」という。）の一部改正に関する事項

自治令第121条の2の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用することとされたこと。（合併特例法施行令第41条の2関係）

第三 施行期日

改正令は、改正法の施行の日（令和5年3月1日）から施行するものとされたこと。（改正令附則関係）

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号。以下「改正法」という。)により、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされた。

本政令案は、改正法の施行に伴い、上記政令で定める額を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 普通地方公共団体の議会の議員個人による当該普通地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、300万円とする。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2)
- 地方自治法施行令第121条の2の規定は、合併特例区の合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額について準用するものとする。(市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成17年政令第55号)第41条の2)

3. 根拠条文

地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第36条第7項において準用する地方自治法第92条の2

4. 施行期日(予定)

改正法の施行の日(令和5年3月1日)

政治倫理検討会
検討結果の報告について
(正副幹事長会あて)

令和4年11月15日

正副幹事長会 様

政治倫理検討会会長 高橋 佳代子

政治倫理検討会検討結果の報告について

検討事項について協議する中で意見のまとまった事項について、下記のとおり報告いたします。

記

1 豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱について

別紙1のとおり

豊島区議会パブリックコメント制度実施要綱（案）

令和 年 月 日
議長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、豊島区議会におけるパブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、議会における意思決定過程において、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させることにより、開かれた議会運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 議会が重要な政策等を策定・決定する過程において、その案及び背景、趣旨、目的等を広く公表し、区民等から提出された意見及び情報（以下「条例等」という。）を十分に考慮した上で最終的な意思決定を行うとともに、区民等から提出された意見等の内容及び提出された意見に対する議会の考え方を、決定した条例等の内容とともに公表する一連の手続をいう。
- (2) 区民等 次に掲げるものの総称をいう。
 - ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
 - イ 区内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区内の学校に在学する者
 - オ その他当該政策等の案に利害関係を有する者

（パブリックコメントの対象）

第3条 パブリックコメントの対象となる条例等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区政全般にかかわる政策及び施策の基本的な方向性を定めるもの
- (2) 区民等の生活に直接かつ重大な影響（義務の設定、権利の制限等）を与える内容を定める条例等の制定又は改廃
- (3) その他議長が特に必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この要綱を適用しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの

(2) 軽微な変更

(3) 法令により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメントと同様の手続を行うもの

(条例等の案の公表等)

第5条 条例等の案の公表は、最終意思決定前に相当の期間を設けて行わなければならない。

2 条例等の案を公表するときは、併せて条例等の趣旨、背景、論点、議会の考え方等を区民等にわかりやすく説明する資料を公表するように努めるものとする。

(条例等の案の公表方法等)

第6条 前条の規定による案の公表は、公表しようとする条例等の案及び前条第2項に規定する資料（以下「公表案等」という。）を、議会の指定する場所及び行政情報コーナーに備え付け、かつ、区議会ホームページに掲載するとともに、その概要を広報紙に掲載することにより行うものとする。

2 公表案等を公表しようとするときは、意見等の提出期間、提出先、提出方法その他意見等の提出に係る必要な事項、及び提出された意見は公表されることを明示しなければならない。

(意見等の提出期間等)

第7条 意見等の提出期間は、公表案等を公表した日から起算して概ね1箇月間程度とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 意見等の提出の方法は、議会が指定する場所への書面の持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他議会が指定する方法とする。

3 意見等を提出する者（以下「提出者」という。）は、意見等を提出するにあたり、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名等

(2) その他議長が必要と認める事項

(意見等の公表)

第8条 条例等の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項について速やかに公表するものとする。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する議会の考え方

(3) 公表案等を修正して意思決定したときは、当該修正内容

(4) その他議長が必要と認める事項

2 公表の方法については、第6条の規定に準ずる。

3 パブリックコメントを実施したにもかかわらず条例等を決定しないこととした場合は以下の事項を公表する。

(1) 定めようとしていた条例等の題名

(2) 条例等の案を公表した日

(3) 条例等を決定しないこととした理由(別の案で改めてパブリックコメントを実施しようとする場合は、その旨)

(意見等の取扱い及び個人情報保護)

第9条 第8条第1項の規定にかかわらず、意見等を公表することで第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部または一部を公表しないことができる。

2 第7条第3項の規定により提出者に明示させた個人情報は、豊島区個人情報保護条例(平成12年3月27日豊島区条例第3号)に基づき、適正に管理しなければならない。

(情報の提供)

第10条 議会は、本手続の実施状況等に関する情報を区議会ホームページ上に掲示する等の方法により公表する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は令和 年 月 日から施行する。

令和5年1月16日

正副幹事長会 様

政治倫理検討会会長 高橋 佳代子

政治倫理検討会検討結果の報告について

検討事項について協議する中で意見のまとまった事項について、下記のとおり報告いたします。

記

1 6つの政治倫理規準について

別紙1のとおり

6つの政治倫理規準について

区分	項目	条文例	具体例	他の法律等との関連
1	信用失墜行為の禁止	○区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。	○政務活動費等の不正使用、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事。 ○窃盗、暴行等の犯罪行為等、議会活動外での不祥事。	○政務活動費の不正使用⇒刑法（業務上横領罪等）：懲役＝失職 ○あっせん収賄⇒刑法（あっせん収賄罪）：懲役＝失職 （あっせん収賄罪の事例：江東区議が区幹部に入札情報を漏らすよう働き掛ける等し、逮捕・起訴。判決前に辞職。） ○窃盗、暴行、交通違反等で罰金刑＝失職しない（公選法 1 1 条）が、信用失墜行為には当たり得る。 （窃盗罪の事例：三重県桑名市議が万引きし、逮捕され、懲役 1 年執行猶予 3 年の有罪判決を受けたが、辞職しなかったため、辞職勧告を受けた。）
2	地位を利用した金品授受の禁止	○その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。	○口利きによる報酬、実働のない顧問料等の授受等。	○口利きによる報酬⇒あっせん利得処罰法 地方公共団体の議会の議員等が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の懲役に処する。 ○実働のない顧問料等の授受寄附に該当すれば、政治資金規正法違反になる可能性あり。
3	道義的批判を受ける寄附（献金）の自粛	○政治資金規正法（昭和 3 9 年法律第 1 9 4 号）等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄附等を受けないこと。	○議員が代表を務める政党支部が行政と契約関係等にある企業から献金を受け、これを議員個人の資金管理団体に移す「迂回献金」など。	○政治資金規正法 1 9 9 4 年の改正により、首長等、議員個人に対する政治献金が禁じられた。 個人がする政治家個人への政治活動に関する寄附は、金銭及び有価証券によるものが原則として禁止されており、企業、労働組合やその他の団体などが政治家個人や後援会へ寄附することは一切禁止とされている。
4	不当（不正）な影響力の行使の禁止	○区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職務を不正に行わせるよう働きかけしないこと。	○公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出すこと。 ○職員の人事に関して議員が介入すること。	○口利き記録制度を導入している団体あり。（岐阜市など） ※東京都：「職務に関する働きかけについての対応要綱」平成 2 8 年度～、近年の報告は 0 件。 ○公契約関係競売等妨害罪（刑法 9 6 条の 6 第 1 項）【議員側】 偽計・威力を用いて、公の競売・入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をする犯罪。 ○官製談合防止法【職員側】 入札談合等関与行為（発注に係る秘密情報の漏えいなど）、職員による入札等の妨害は禁止。 （2 0 2 2 年 6 月 2 日、指名競争入札の価格情報を受注者側に漏らした府中市議 2 名が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、事前に市議に最低制限価格を漏らした当時の都市整備部長が官製談合防止法違反容疑で逮捕）
5	反社会的な団体等との関わりの禁止	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。	○暴力団など不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人との関わりを持つこと。	○反社会勢力とは、法務省「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によると、「暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」であると定義している。
6	人権侵害のおそれのある行為の禁止	○その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかけるなど、人権侵害の恐れのある全てのハラスメント行為をしないこと。	○パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行うこと。	○セクハラ・マタハラ等への対応⇒政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（一部改正）が令和 3 年 6 月 1 0 日成立。 内閣府男女共同参画局による「政治分野におけるハラスメントの防止について」研修教材が提供され、厚生労働省の指針をもとにパワハラ、セクハラ、マタハラが定義されている。 【参 考】 ◇パワーハラスメント⇒労働施策総合推進法 職場におけるパワーハラスメントについて、事業主に防止措置を義務付 ◇セクシャルハラスメント⇒男女雇用機会均等法 職場におけるセクシュアルハラスメントについて、事業主に防止措置を義務付 ◇妊娠・出産・育児 休業等に関するハラスメント⇒男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、事業主に防止措置を義務付

- 政治倫理検討会の設置について
- 政治倫理検討会委員名簿

豊島区議会政治倫理検討会の設置について

〔令和4年8月30日〕
正副幹事長会決定

1 目的

「政治倫理の確立・向上と区民からの信頼回復に関する決議」（令和4年第2回臨時会議決）を踏まえ、（仮称）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例の整備等について調査・検討するため、豊島区議会政治倫理検討会を設置する。

2 会議体の位置付け・役割

正副幹事長会の下部組織とする。正副幹事長会の下命に基づき調査・検討し、正副幹事長会に報告する。

3 構成員等

正副幹事長会を構成する、交渉会派から2名及び交渉会派以外の会派から1名を選任し、そのうちから正副会長を互選する。

正副議長はオブザーバーで出席する。

4 運営

- ① 会長は検討会を代表し、会務を総括する。
- ② 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- ③ 検討会は、会長が必要に応じて招集する。
- ④ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の議員及び理事者を会議に出席させることができる。

5 設置の時期

検討会は、令和4年9月に設置する。

6 検討事項

- ① 政治倫理に関し、検討会が必要と認められた事項について
- ② （仮称）豊島区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について

7 傍聴の取扱

- ① 検討会は、議員のほか、会長の許可を得た者が傍聴することができる。
- ② 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

8 その他

- ① 配付資料は区議会ポータルに掲載する。
- ② 配付資料及び会議録の公開は、委員会に準ずる取扱いとする。ただし、インターネットによる中継は行わない。

政治倫理検討会委員名簿

令和4年9月7日

会 派 名	委 員 名
公 明 党	会長 高 橋 佳代子
	島 村 高 彦
都民ファーストの会・民主	副会長 河 原 弘 明
	中 澤 まさゆき
自 民 党 豊 島 区 議 団	芳 賀 竜 朗
	池 田 裕 一
日 本 共 産 党	小 林 ひろみ
無 所 属 の 会	わがい 哲 代

豊島区議会 政治倫理に関する検討状況

(令和4年度 中間のまとめ)

令和5年3月

豊島区議会事務局

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1

(豊島区役所9階)

TEL : 03-3981-1453

FAX : 03-3981-3975